

これまでの国際小委員会における国際裁判管轄・準拠法に係る議論について

平成 21 年 4 月 20 日
文化庁長官官房国際課

平成 12 年 1 1 月 著作権審議会国際小委員会報告書公表

「著作権審議会国際小委員会報告書」平成 12 年 1 1 月著作権審議会国際小委員会（抜粋）

第 4 章 今後の重点課題に関する施策の在り方

2 電子商取引に対応した政策展開

(5) 国際私法上の課題（準拠法及び国際裁判管轄）への取組

〈施策の進め方〉

（準拠法に関する課題）

ベルヌ条約第 5 条第 2 項の規定などの趣旨を踏まえると、著作権条約上は、基本的に、「保護が要求される国の法律」すなわち、行為や結果が発生した国の法律によりその行為や結果が当該国の著作権法を侵害するか否かを判断することを定めていると考えられる。今後、このような保護国法説の考え方について、ベルヌ条約上の解釈を明確にし法的安定性を図るよう W I P O に働きかけることが必要である。

インターネットを通じた著作権侵害については、「行為」と「結果」が国境をまたがるような事例が多いため、いずれの国の法律が保護国法になるのかが、検討課題である。衛星放送については、1993 年に採択された E U 指令（「衛星放送及び有線再送信に適用される著作権及び著作隣接権に関する一定のルールのハーモナイゼーションに関する指令」）は、人工衛星に向けた放送信号の送信が行われた国において放送行為が行われるという考え方に基づいて、発信国主義を採用している。

インターネットを通じた著作権侵害に関し、送信行為に着目し発信国主義に立つて当該送信行為が行われた国（インターネットの送信行為については、サーバーの所在地）の法律を適用する考え方をとった場合、

- 1) 発信国における著作権法のレベルが低い場合に、著作権侵害を追究することができない。
- 2) ネットワークの世界においては、実際問題として送信地の特定が簡単にできるか不明である。

という問題がある。このため、発信国主義に立った場合において、インターネットの送信に係る権利が未整備の国から送信された行為に関しても受信国において違法とするような方法を含め、インターネット時代の準拠法の問題について、国際的な検討に貢献できるよう、今後、本小委員会においても更に検討を進める必要がある。

（国際裁判管轄及び外国判決の効果に関する条約交渉への対応）

ハーグ国際私法会議における条約草案では、不法行為に係る裁判管轄に関し、行為地及び損害発生地が規定されている。まず、行為地における裁判管轄に関しては、インターネット上の著作権侵害に係る行為地の特定が課題である。現在、被告又は加害者の常居所地を行為地と推定するとの提案もされているが、被告又は加害者の常居所地とは異なる発信地としてのサーバー所在地あるいはアップロードをした端末の所在地をすることも可能であり、これらの点について十分な検討が必要である。

他方、同条約草案上の、損害発生地における裁判管轄（責任を問われている者が、損害発生を合理的に予見できなかったことを証明した場合を除く。）については、インターネットの著作権侵害に関し以下のような検討課題がある。

- 1) 受信国を損害発生地と考えると、加害者としては世界中で訴えられることになるのではないか。
- 2) インターネットに載せれば、世界中からアクセスできることは容易に予見できると思われるところ、インターネット上での著作権侵害の場合の「合理的予見性」とはどのようなものが考えられるのか。
- 3) 著作権侵害事件の場合、侵害行為差し止めが有効かつ不可欠な救済方法になるところ、世界中からアクセスされているインターネット上の違法な複製物について、どの国が行為差し止めの管轄を有するか。

今後、本小委員会においても更に検討を進めるとともに、問題の専門性に鑑み、WIPOとハーグ国際私法会議が協力して検討を行うよう働きかけを行い、著作権を巡る訴えについての国際裁判管轄につき適切なルールが策定されるよう取り組む必要がある。

平成15年1月 文化審議会著作権分科会審議経過報告公表

「文化審議会著作権分科会審議経過報告」平成15年1月文化審議会著作権分科会（抜粋）

第3章 国際小委員会における審議の経過

2. インターネット上の著作権侵害に対する国際裁判管轄及び準拠法

(2) 国際裁判管轄

インターネット上の著作権侵害に対する国際裁判管轄については、以下のような意見があった。

○管轄原因について

管轄原因として、「被侵害権利の所在国、普通裁判籍、応訴・合意管轄」とすべきであるとの意見があった。合意管轄については、これを管轄原因として採用することが適当であることについては概ね合意が得られたものの、契約の一方当事者が弱い立場にある場合、当該当事者が不利な立場に置かれ得ることについて懸念が表明された。

○インターネット上の名誉毀損の場合等との整合性について

インターネット上の著作権侵害に対する裁判管轄についても、国境を越えて生じた名誉毀損やプライバシーの侵害等の一般の不法行為における裁判管轄の決定と本質的な差異はないため、これらの事案における法的評価との整合性を確保することが必要であるとの意見があった。

○長期的視野に立った検討の重要性について

インターネット時代に対応した国際裁判管轄については、現在国際的にも十分な議論がされていないため、ハーグ国際私法会議等の動きも見守りつつ慎重に検討を進めるべきであるとの意見があった。

(3) 準拠法

インターネット上の著作権侵害に適用する準拠法については、以下のような意見があった。

○ベルヌ条約における「保護国法主義」の明確化について

準拠法選択ルールとしてベルヌ条約が採用している「保護国法主義」が、インターネット環境下における著作権侵害に如何に適用されるかは明確ではなく、この点の明確化を国際的に働きかけていくべきであるとの意見があった。

○インターネット上の著作権侵害に適用する準拠法について

国境を越えた違法な公衆送信が行われた場合、このような侵害行為は、それぞれの国において別個の法的評価を受けるべきであるとの意見があった。より具体的には、A国からB国に公衆送信が行われた場合、A国内ではA国著作権法を侵害し、B国内ではB国著作権法を侵害すると考え、当該国法に従って法的評価が行われるべきであるとの意見があった。

これに対し、このような送信行為に対し単一の行為・結果としてまず準拠法を確定する国際的な統一ルールを策定し、それに基づき権利関係を確定すべきであるとの意見もあった。

なお、著作権侵害に適用する準拠法については属地主義の原則に基づいて決定すべきという考え方も存在することから、新たな準拠法選択ルールにおいて他国法が準拠法とされた場合においても、当該国法が現地法に優先して適用されることを疑問視する意見があった。

○インターネット上の名誉毀損の場合等との整合性について

インターネット上の著作権侵害に適用する準拠法についても、国境を越えて生じた名誉毀損やプライバシーの侵害等の一般の不法行為における準拠法の決定と本質的な差異はないことから、これらの事案における法的評価との整合性を確保する必要があるとの意見があった。

(4) 今後の方向性

現時点での対応として、理論的なアプローチに基づいて我が国としての方針を確定した上で国際社会への浸透を図るべきとの意見がある一方、権利者の権利行使を容易にするように、侵害者の行為に重点を置いて、準拠法・裁判管轄を検討するなど現実的な対応を行うべきとの意見もあった。

インターネット上の著作権侵害に対しては、現在、我が国を含めた多くの国において、既存の国内法に基づいて裁判管轄、準拠法の決定が行われており、法的予測可能性が低い状況にある。このため、現実的に機能する法秩序を早急に確立する必要があるが、当面は問題の所在を見極めつつ、ベルヌ条約の「保護国法主義」の明確化等の国際的な働きかけを積極的に行っていくべきである。

また、裁判管轄の問題については、著作物等のライセンス契約や約款に合意管轄条項を盛り込むことにより、予め侵害が起きた際の管轄裁判所を決めておくことが可能である。

このような権利者と利用者の合意による裁判管轄の決定は、管轄合意以外の管轄原因に基づく他の裁判管轄ルールよりも法的予測可能性が高いため、権利者、利用者双方が契約等の中にこのような合意管轄条項を予め盛り込んでおくことは、裁判管轄についての不確実性を除去する観点からは有効であると考えられる。

なお、権利者が訴訟を提起する際、当該権利者に自由度の高い裁判管轄の選択肢が認められることにより、訴訟を提起された側が過度の訴訟負担を負い、国境を越えた事業活動に対する萎縮効果等の弊害が生じることも予想されることから、こうした問題に対処するため、引き続き検討を進めていくべきである。

平成16年1月 文化審議会著作権分科会報告書公表

「文化審議会著作権分科会報告書」文化審議会著作権分科会(平成16年1月)(抜粋)

第3章 国際小委員会

Ⅱ. 検討の結果

3. インターネットを通じた著作権侵害に係る国際裁判管轄及び準拠法の在り方について

(4) 今後の対応について

国際裁判管轄については、ハーグ国際私法会議での包括的な管轄ルールの作成が困難となり、また、国内法上も明文の規定がなく、さらに、蓄積された判例も少ないため、実際にインターネット上で著作権侵

害が起きた場合など、どの国に国際裁判管轄が認められるか、予見可能性が低いことが問題と考えられる。

著作権は、登録などの行政手続きを要しない私権の一つと位置付けられるので、登録国にその有効性についての争いの専属管轄を認めるという特別の取扱いをする必要がなく、一般の民事事件と同様に国際裁判管轄を定めればよいというのが一般的見解である。とはいえ、著作権は無体財産権であるので、不法行為地管轄や財産所在地管轄の場合、どこにその「地」を見出すかが問題となる。この点については、昨年の報告書でも記載したように、一般的な不法行為での法的評価や国際的動向を見極めつつ、慎重に検討を進めるべき問題である。

他方、著作権侵害の準拠法については、国内法においては法例第11条第1項、条約においてはベルヌ条約第5条第2項といった規定が設けられているものの、著作権の場合の「不法行為地」や「保護国」の特定は容易ではなく、特にインターネット上での著作権侵害については、どの国の法律が準拠法となるかについては予見可能性が低いことが問題となる。引き続き、ベルヌ条約第5条第2項の解釈の明確化を国際的に働き掛けていくことが求められる。

平成18年1月 文化審議会著作権分科会報告書公表

「文化審議会著作権分科会報告書」文化審議会著作権分科会平成18年1月（抜粋）

第3章 国際小委員会

第4節 デジタル化に伴う著作権の課題への対応の在り方について

・ファイル交換はインターネットを通じて国境を超えた侵害を引き起こすことが多いため、適用法令等が論点となってくる。国際的なハーモナイゼーションを目指して、国際的な場での議論等を参考にしながら、我が国における裁判管轄と準拠法の問題を検討していくことが必要である。(P. 254)

- ・ DRM の普及は、国境を越えたネットワーク上の取引を増大させることになるが、技術的保護手段の回避について、どの国の法律を適用するか等が問題となる。国際的な場での議論等を参考にしながら、我が国における裁判管轄と準拠法の問題を検討していく必要がある。(P. 257)